

## 水源地域振興拠点施設基本設計業務委託 公募型プロポーザル実施要項

### 1 事業の趣旨・目的

「水源地域振興拠点施設」（旧事業名：（仮称）ハーベストセンター整備事業）は、南摩ダム建設による地域経済及び地元住民への影響緩和、及び水源地域である鹿沼市西北部地域の交流拠点として「癒し」、「遊び」、「学び」、「集う」場の整備を目指しています。

公設民営による事業を進めるため、運営に民間活力が最大限に発揮できるよう、企画・設計の時点から、施設運営の可能性のある事業者の意見を取り入れたいと考えています。

### 2 業務概要

- (1) 業務名称 水源地域振興施設基本設計業務委託（以下、「本業務」）
- (2) 業務内容 別紙「水源地域振興拠点施設基本設計業務委託特記仕様書」のとおり
- (3) 整備予定地 鹿沼市上南摩町沢口地区
- (4) 履行期間 契約締結日（令和2年3月中旬予定）から令和2年10月末まで
- (5) 委託上限額 3,000万円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 実施スケジュール

本プロポーザルの全体スケジュールは次のとおりです。

- |                           |                       |
|---------------------------|-----------------------|
| (1) 公告                    | 令和2年2月13日（木）          |
| (2) 公募内容に関する質問の受付         | 令和2年2月13日（木）～2月19日（水） |
| (3) 公募内容に関する質問への回答        | 令和2年2月13日（木）～2月20日（木） |
| (4) 参加表明書等の提出             | 令和2年2月13日（木）～2月25日（火） |
| (5) 参加資格確認結果及びプレゼン審査日時の通知 | 令和2年2月28日（金）頃         |
| (6) 企画提案書等の提出             | 令和2年2月13日（木）～3月2日（月）  |
| (7) プレゼンテーション審査           | 令和2年3月9日（月）予定         |
| (8) 審査結果発表                | 令和2年3月11日（水）頃         |
| (9) 契約締結                  | 令和2年3月中旬予定            |

### 4 参加手続き

- (1) 実施要項や各種様式等の配布  
鹿沼市ホームページに掲載します。
- (2) 応募書類の提出  
ア 提出方法：持参（平日午前9時～午後5時）又は郵送（書留郵便に限る）

## 5 参加資格

本業務は、複数の事業者が協力して参加することも可能です。その場合は、各事業者が次に示す資格要件を満たすことが必要です。

なお、複数の事業者で共同して参加する場合は、様式9号を使用してください。

また、本市の入札参加資格者名簿に登録のない者は、入札参加資格に必要な書類を提出し、入札参加資格を有する条件を満たせば、本プロポーザルに参加することができます。

### (1) 本プロポーザルに参加するすべての者が満たすべき要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 本市の法人市民税の滞納がないこと。
- ウ 消費税・地方消費税の滞納がないこと。
- エ 本プロポーザルの期間中に、本市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と関わりのないこと。
- カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者に該当しないこと。

### (2) 業務内容に応じて必要となる要件

対 象	要 件
建築設計を担当する事業者が満たすべき要件	・建築士法第23条の1で定められた1級建築士事務所であること
土木設計を担当する事業者が満たすべき要件	平成20年度以降に、次のいずれかの業務を受注し、完了した実績を有すること ①道の駅又はそれに類するような施設の設計 ②商業・観光施設等の計画または設計業務 ③公園設計業務
	次のいずれかを満たすこと ・平成31・32年度鹿沼市競争入札参加資格者名簿に「建設コンサル 土木設計」として登録されていること ・本市において登録のない者は、他自治体において同様の登録がされていること

## 6 質問の受付・回答

- (1) 受付期間：公告開始から令和2年2月19日（水）午後5時必着
- (2) 提出方法：持参、郵便、電子メールにより巻末の担当部署まで提出
- (3) 質問様式：様式は自由ですが、次の点に留意して提出してください。
  - ア 件名は「水源地域振興拠点施設基本設計業務委託に関する質問」とすること。
  - イ 質問者の所属（会社名、部署名、役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレス）を記載すること。
  - ウ 質問内容は、箇条書きで簡潔に記すこと。
- (4) 回答期限：令和2年2月20日（木）
- (5) 回答方法：質問への回答は、鹿沼市ホームページに掲載し、個別には回答しません。ただし、質問内容について疑義がある場合は、個別に問い合わせすることがあります。

## 7 応募書類

### (1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 同種・類似業務受託実績報告書（事業者）（様式第2号）
- ウ 同種・類似業務受託実績報告書（担当者）（様式第3号）
- エ 業務実施体制報告書（様式第4号）
- オ 法人登記簿謄本（発行日から3か月以内のもの。コピー可）
- カ 法人定款（最新のもの。コピー可）
- キ 使用印鑑届
- ク 鹿沼市税の滞納がないことの証明（本市に支店・営業所等がある場合）
- ケ 企画提案書等一式（詳細は、「8 企画提案内容」を参照ください）
  - ①企画提案書等提出書（様式第5号）
  - ②業務実施方針及び手法（様式第6号）
  - ③企画提案書（様式第7号）
  - ④価格提案書（見積書）（様式第8号）
  - ⑤見積内訳（任意様式）
  - ⑥共同参加誓約書（様式第9号）

（本プロポーザル及び業務を複数の事業者と協力して参加する場合提出）

<注意事項>

②、③については12部提出してください。それ以外は、1部提出。

②、③は、A3サイズ横使い、片面使用、横書きとします。

### (2) 受付期間

提出書類ア～ク：令和2年2月25日（火）必着

提出書類ケ　：令和2年3月2日（月）必着

(3) 提出された応募書類の取り扱い

- ア 提出された応募書類は、本プロポーザル手続きにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しません。ただし、情報公開請求があった場合は、個人情報や、企業の不利益となる情報がないか等を勘案し、公開の判断をします。
- イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。
- ウ 提出された応募書類の返却は行いません。
- エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属します。
- オ 選定の結果、第1位となった企画提案書は、審査結果の公表に合わせ、ホームページ等に公開します。

8 企画提案を募集する内容

次の事項を考慮して企画提案書等を作成してください。

＜業務実施方針及び手法＞

本業務への取り組み方針や実施スケジュール、設計チームの役割等について、わかりやすく記載してください。

- ・業務への取組体制
- ・設計チームの特長（協力体制・業務分担体制等） 参加メンバーの役割・実績
- ・他に協力を予定している事業者等があれば、記載すること【今回追加案】
- ・特に重視する設計上の配慮事項（特定テーマに関する内容を除く）
- ・想定する実施スケジュール

＜特定テーマ＞

企画提案を求める特定テーマは、次の①及び②です。

いずれのテーマについても、本事業予定地の立地条件や現在の社会状況をよく勘案し、作成してください。

- ①基本計画に示した基本方針に則して、コア施設（温泉施設、農村レストラン等）を整備する際の方向性（コンセプト）や重視するポイントについての提案
- ②基本計画に示したフレキシブルな施設を整備するエリアの活用についての独自の提案（基本計画に例示した以外の提案でも構いません）

## 9 評価方法等

### (1) 評価方法

企画提案書一式及び価格提案書について、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、選定委員が評価します。

#### <プレゼンテーション審査>

場所：鹿沼市役所

日時：令和2年3月9日（月）予定。詳細は、別途通知します。

設備：電源、プロジェクター、スクリーンは用意します。

これ以外に必要なパソコン等については、各自ご用意ください。

資料：持参は不要です。（事前に提出された企画提案書等を事務局が配布します）

事前に提出した資料以外に資料を配布したい場合は、前日までにご相談ください。

内容：次のとおり予定しています。

説明時間25分・質疑応答10分程度を予定しています。

- ・提案者がこれまでに企画又は運営した事業の説明（5分程度）
- ・企画提案書の内容の説明（15分程度）
- ・事業実施方針及び業務実施体制（担当者）についての説明（5分程度）

### (2) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

### (3) 契約候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた上で、評価点数が最も高い者を、契約候補者に選定します。
- イ 最高点の者が複数の場合は、選定委員会で協議して決定します。
- ウ ア、イにかかわらず、評価点数が50点未満しかない場合は、契約候補者なしとします。

### (4) 失格

次に掲げる事項に該当する者は、失格とします。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為をした場合
- オ 評価に係る外部選定委員に対し、直接、間接を問わず、故意に接触した場合
- カ その他選定に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 10 選定結果の通知・公表

契約候補者の選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、鹿沼市ホームページにおいても、選定結果を公表する。公表内容は次のとおり。

- (1) 契約候補者の名称、評価点数及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び評価点数
- (3) 外部選定委員の所属・役職・氏名

## 11 契約手続き

- (1) 選定の結果、契約候補者となった者は、鹿沼市との間で、委託内容、経費などについて再度確認・調整を行った上で、協議が整った場合、随意契約により、委託契約を締結する。
- (2) 契約保証金は、契約金額の10%とする。
- (3) 契約代金の支払いは、精算払いとする。  
なお、令和2年度の業務分については、前金払いとして最大600万円を支払い、契約代金の残金は、業務完了後に支払う。
- (4) 契約候補者が、特別な事情等により契約を締結できない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次点順位の者を契約候補者とする。

## 11 プロポーザルの中止

下記のいずれかに該当する時は、本プロポーザルを中止します。

- (1) 本プロポーザルの参加者がいなかった場合。
- (2) 本市のやむを得ない理由により、プロポーザルを継続できないと判断した場合。

## 12 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出すること。
- (2) 企画提案については、1者につき1提案に限る。
- (3) 応募書類の差替えは原則として認められない。ただし、明らかな誤り等がある場合で、市からの要請により差替えを求める場合を除く。
- (4) 書類提出後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 本プロポーザルの参加に伴う経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。
- (7) 予定担当者の変更  
業務実施体制報告書（様式第4号）に記載した担当者の変更は、原則として認めません。ただし、本市がやむを得ないと認める場合（出産、介護、病気、死亡等）は、この限りではありません。

担当窓口 （提出先及び当該業務全般に関すること）

鹿沼市 総務部 水資源対策課

〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1

電話：0289-63-2263 FAX：0289-63-2143

電子メール：[mizushigen@city.kanuma.lg.jp](mailto:mizushigen@city.kanuma.lg.jp)